令和8年度(2026年度)

滋賀県立高等学校入学者選抜要項

滋賀県教育委員会

令和8年度滋賀県立高等学校入学者選抜の主な日程

【出願準備】

月日	曜	特別出願	許可申請期間(来庁	受付)	全日制・定時制	大津清陵	高等学校
		全日制・定時制	通信制	昼間(転編入)	一次募集・二次募集 志願者基本情報確認・入力	通信制	昼間(転編入)
1月19日		一次募集受付 (1/15~)			(12/13~)		
1月20日 1月21日							
1月22日							
1月23日					↓		
1月24日	土日	1					
1月26日							
1月27日	火	•			↑ 一次募集出願(9:00~)		
1月28日							
1月29日 1月30日	_						
1月30日							
2月1日	日						
2月2日							
2月3日 2月4日	_						
2月4日	_				】 ▼ 一次募集出願終了(12:00)		
		▲ 出願変更再申請	▲ 通信制	▲ 転編入	↑ 一次募集出願変更(9:00~)		
2月7日			1				
2月8日	日						
2月9日	月	(12:00)					
	_	(12:00)					
2月11日 2月12日			1				
2月12日	_				】 ▼ 一次募集出願変更終了(12:00)		
2月13日	_				↑ 入学考査手数料の納付(13:00~)		
2月15日	_		<u>;</u> !	:			
2月16日	_						
2月17日	火				▼ 入学考査手数料の納付〆切(12:00)		
2月18日	水				受検番号採番		
2月19日	-				▲ 受検票の印刷(9:00~)		
2月20日 2月21日							
2月21日				:			
2月23日	月						
2月24日					→		
2月25日 2月26日					一次募集学力検査 一次募集学校独自検査		
2月27日	_				一次夯未子权低日快且		
2月28日	土						
3月1日					追検査(学力検査)		
3月2日 3月3日	_				追検査(学校独自検査)		
3月3日							
3月5日						▲ 一次募集	
3月6日							
3月7日 3月8日			1	1			
3月0日	F .	▲ 二次募集	↓ (12:00)		↑ 二次募集出願(9:00~) 入学許可予定者発表(一次募集発表)		
3月9日			↑ 二次募集		八子計刊了处有光衣(一八券集先衣)	▼ (16:00)	▲ 募集
3月11日		▼	一小分木		▼ 二次募集出願終了(12:00)		
	-				↑ 入学考査手数料の納付(13:00~)▼ 入学考査手数料の納付〆切(12:00)	入学許可	
3月12日					受検番号採番	予定者発表	(16:00)
3月13日 3月14日					↑ 受検票の印刷(9:00~)		
3月15日					<u> </u>	▲ 二次募集	
3月16日	月				二次募集検査		
3月17日			▼ (12:00)				学力検査
3月18日	水		▼ (1Z·UU)		入学許可予定者発表(二次募集発表)	▼ (16:00)	7 W-1
3月19日	木					二次募集発表	入学許可 予定者発表

目 次

I 全日	l制の課程における入学者選抜	
第1	一次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	二次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅱ 定時	・ ・制の課程における入学者選抜	
第1	一次募集·····	9
第2	二次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Ⅲ 通信	制の課程(大津清陵高等学校)における入学者選抜	
第1	話制の課程(大津清陵高等学校)における入学者選抜 一次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第2	二次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	募集に係る入学者選抜	
	全国募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	信楽高等学校・伊香高等学校の入学者選抜について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	虎姫高等学校の入学者選抜について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
V 中高	。 一貫教育に係る併設型高等学校の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
VI 転入	、学・編入学(大津清陵高等学校 昼間部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
[別紙]	出願必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
「別添]	高等学校別入学者選抜概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

令和8年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項

令和8年度における滋賀県立高等学校(以下「県立高等学校」という。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程および全国募集に係る入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

I 全日制の課程における入学者選抜

選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

第1 一次募集

一次募集においては、原則として全ての学校、学科(科)が「一般型選抜」と「学校独自型選抜」を実施するものとし、 全ての入学志願者(以下「志願者」という。)が学力検査を受検するものとする。

一般型選抜は、主として志願者の学力を評価するものとする。学校独自型選抜は、学力をみる検査だけでは測れない資質・ 能力を多面的に評価するものとし、学校、学科(科)の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

学校独自型選抜は、自己推薦と中学校長推薦の2種類から各高等学校が自校の特色に応じ、選択して実施することができる。

1 募集

(1) 募集定員

募集定員は、別に定める。

(2) 募集枠および募集人数

一般型選抜および学校独自型選抜における募集枠および募集人数は、各高等学校が作成する別添「高等学校別入学者選抜概要」に基づき、滋賀県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が定めるものとする。

(3) 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和8年3月に中学校、義務教育学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校の前期課程(以下「中学校 等」という。)を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者、または修了した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件
 - ア 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件は、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
 - イ 中学校長推薦において出願できる者は、(3)アに該当し、出願する県立高等学校(以下「出願先高等学校」という。) が示す、学校、学科(科)の推薦要件に適する者で、中学校等の校長(以下「中学校長」という。)の推薦を受けた 者とする
 - ウ 自己推薦において出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の出願要件を満たす者とする。

2 出願

- (1) 出願
 - ア 志願者は、県立学校の管理運営等に関する規則(以下、「管理運営等規則」という。)第 11 条第 2 項の規定に基づき、その保護者等(親権者または未成年後見人をいう。)が県内に居住するときは、その志願する県立高等学校へ出願することができる。
 - イ 志願者の保護者等が県外に居住するときは、管理運営等規則第11条の3の規定に基づく許可を受けた者に限り、 その志願する県立高等学校へ出願することができる。
 - ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、一般型選抜にあっては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれ、一般型選抜の募集枠がある場合、これを第2志望または第3志望とすることができる。
 - エ 次に掲げる県立高等学校の一般型選抜にあっては、ウの規定によらず、当該県立高等学校に設置する二つの学科 (科) を区別せずに出願 (学校出願) できるものとし、二つの学科 (科) の両方またはいずれかを志望することができる。

膳所高等学校、米原高等学校、草津東高等学校、高島高等学校および守山北高等学校

- オ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願することができる。このことを「併願」という。また、一般型選抜にのみ出願することを「専願」という。併願する場合は、学校独自型選抜で志願する学校、学科(科)と、一般型選抜の第一希望の学校、学科(科)は同一のものとする。ただし、学校独自型選抜でその定員の全てを募集する学科(科)には、学校独自型選抜でのみ出願することができる。
- カ 自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する学校、学科(科)に出願する場合、志願者は、自己推薦と中学校長推 薦のどちらか一方にのみ出願することができる。

(2) 期間

期間は、表1-1のとおりとする。

表1-1 出願手続の内容および期間

	出願手続	期間						
		7,74, 7						
ア 出願準備	(a)志願者基本情報一括登録	令和7年11月14日(金)~令和7年12月12日(金)						
了 江府中州	(b)志願者基本情報確認・入力	令和7年12月13日(土)~令和8年1月23日(金)						
イ 一次募集出願(と	出願情報登録)	令和8年1月27日(火) 9:00~令和8年2月5日(木)12:00						
ウ 出願変更		令和8年2月6日(金) 9:00~令和8年2月13日(金)12:00						
工 入学考査手数料	(以下「手数料」という。) の納付	令和8年2月13日(金)13:00~令和8年2月17日(火)12:00						
オ 受検票の印刷		令和8年2月19日(木) 9:00~令和8年2月24日(火)						

(3) 出願手続

出願手続は、滋賀県立高等学校入学者選抜Web 出願システム(以下「Web 出願システム」という。)により行う。詳細な出願手続については、別に定める「滋賀県立高等学校入学者選抜Web 出願マニュアル(以下「Web 出願マニュアル」)」を参考にすること。

県外からの志願者および 1 (3) ウに該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 出願準備

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 志願者基本情報確認・入力

志願者は、表1-1ア(b)の期間内に、Web 出願システムにより、中学校等が一括登録した志願者基本情報が正しく登録されているか確認し、必要に応じて修正および追加、入力を行う。

② 各種資料の準備

志願者は、出願準備期間が終了するまでに、出願に必要な各種資料を準備する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 志願者基本情報一括登録

中学校等は、表1-1ア(a)の期間内に、Web 出願システムにより、志願者基本情報の一括登録を行う。

② 志願者基本情報の確認

中学校等は、表 1 - 1 ア(b)の期間内に、Web 出願システムにより、志願者が確認および入力した志願者基本情報の最終確認を行う。なお、確認に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを必ず確認する。

③ 各種資料の準備

中学校等は、個人調査報告書に係るデータや別紙に示す「出願必要書類」の準備や確認を行う。

イ 一次募集出願(出願情報登録)

Web 出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 出願情報の入力

志願者は、表1-1 イの期間内に、Web 出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)、受検する選抜の種類等)を入力する。

② 出願必要書類の提出

志願者は、①の手続に際して、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 出願情報の確認および承認

中学校等は、表1-1イの期間内に、Web 出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。なお、この要項に定める要件を満たしていることを必ず確認し、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。

② 個人調査報告書に係るデータの提出

中学校等は、表1-1イの期間内に、Web 出願システムにより、個人調査報告書に係るデータをアップロードして提出する。その際、個人調査報告書に係るデータに示される評定は、生徒指導要録に基づく評価を用いるものとする。

③ 出願必要書類の提出

中学校等は、表1-1イの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備およびこの要項に定める要件を満たしていることを確認の上、適正であると認めたときは、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

ウ 出願変更

志願者は、イに基づく出願後、1人1回に限り、出願先高等学校、課程、学科(科)(同一学校内の学科(科)を含む。)の変更(以下、「出願変更」という。)を行うことができる。出願変更を行う場合は、表1-1ウの期間内に、出願変更申請を行う。

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 出願変更申請

出願変更を希望する者(以下、「出願変更希望者」という。)は、中学校等へ出願変更を依頼し、出願変更の許可を受けた後、Web 出願システムにより、イ(ア)の手続に準じて、新たに出願する県立高等学校の出願情報を入力する。

② 書類の変更・提出

出願変更希望者は、出願変更により出願必要書類の追加や変更の必要がある場合は、表 1 - 1 ウの期間内に、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 出願変更の許可

中学校等は、必要に応じて、Web 出願システムにより出願変更の許可を行う。

② 書類の変更・提出

中学校等は、表1-1 ウの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、当該生徒の出願に必要な書類を再度アップロードして提出することができる。(個人調査報告書に係るデータの再アップロードは不要。)

③ 出願変更申請の承認

中学校等は、出願の変更が正当と認めた場合、Web 出願システムにより、イ(4)の手続に準じて、承認を行う。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、イ(ウ)の手続に準じて、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、 差戻しを行う。

エ 手数料の納付

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表 1 - 1 エの期間内(2月17日(火)正午まで)に、手数料を納付する。手数料は、出願する選抜が一つの場合は、2,200円、二つの場合は、4,400円が必要となる。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web 出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行われない。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、2月17日(火)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認 する。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

オ 受検票の印刷

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表1-1オの期間内に、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、表1-1オの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から提出された書類、ならびに手数料の納付状況を確認のうえ、2月 18 日(水) に、Web 出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

- (1) 学力検査
 - ア 学力検査は、出願者全員に対して実施する。
 - イ 学力検査実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語(英語)の5教科とする。
 - ウ 学力検査実施教科の配点は、各教科 100 点を標準とする。
 - エ 高等学校は、自校の特色に応じて、学力検査実施教科の配点に比重をかけることができる。
 - オ 各教科等の配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(2) 学校独自検査

- ア 学校独自検査は、学校独自型選抜出願者に対して実施する。
- イ 学校独自検査は、作文、小論文、面接、プレゼンテーション、実技検査等のうちから1つ以上を課すものとし、 実施内容等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。
- ウ 各検査等の配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(3) 受検会場

出願先高等学校とする。

(4) 各検査の内容、期日および時間

各検査の内容、期日および時間は、表1-2のとおりとする。

表1-2 各検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6	
	検査		学力検査										
[1日目] 令和8年	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語	
2月25日(水)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20	
	検査			学	校独	自検査、-	一般雪	型選抜の実	技検	Z.			
[2日目] 令和8年	内容	一般 注意 休 作文・小論文・面接・プレゼンテーション・実技検査 等										等	
2月26日(木)	時間	9:00 ~ 9:10	憩			時間	割等	は各高等学	校に	よる			

- (注)・1日目の学力検査の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。
 - ・学力検査以外の検査は2日目に実施する。

(5) 判定(入学許可予定者の決定)

ア 判定は、学校独自型選抜、一般型選抜の順に行う。学校独自型選抜で入学許可が得られなかった受検者は、一般型選抜で専願受検者とともに判定する。

イ 学校独自型選抜による判定

- (7) 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、学校独自検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して入学許可予定者を決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
- (ウ) 学校独自型選抜において、自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する場合は、自己推薦から判定する。募集人 数が充足しなかった場合は、その分を中学校長推薦の募集人数に加えて判定する。

ウ 一般型選抜による判定

- (7) 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、個人調査報告書等の内容を 総合的に判断して決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示す とおりとする。
- (ウ) 2(1)エに該当する県立高等学校の校長は、志願者の志望に基づき専門学科を優先して入学許可予定者を決定し、次に、普通科の入学許可予定者を決定するものとする。ただし、守山北高等学校においては、志願者の志望に基づき、みらい共創科を優先して入学許可予定者を決定し、次に、普通科の入学許可予定者を決定するものとする。
- (エ) 一般型選抜は、募集定員から学校独自型選抜の入学許可予定者を除く人数を一般型選抜の募集人数とし、入学 許可予定者を決定する。

(6) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月9日(月)に、Web 出願システムにより行うものとする。

4 追検査

(1) 対象者

対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表1-2の日程における1日目の学力検査および2日目の学校独自検査(以下「本検査」という。)の全てもしくはその一方を受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者とする。なお、追検査は、本検査で出願した高等学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日

申請期日は、令和8年2月27日(金)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校等がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。

- (7) 一次募集追検査受検願
- (4) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
- イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、 追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連 絡するものとする。
- ウ 申請手続は、Web 出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。なお、郵送による申請手続は認めない。

(4) 受検会場

- ア 追検査(学力検査)の受検会場は、滋賀県庁(滋賀県大津市京町4丁目1-1)とする。
- イ 追検査(学校独自検査)の受検会場は、出願先高等学校とする。

(5) 追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は、(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検 査について受検するものとする。

イ 追検査の内容、期日および時間は、表1-3のとおりとする。

表1-3 追検査の内容、期日および時間

表 1 0 连队	HANLIDY W	1 - 12 0 0	31.3										
期日	時限	1		2		3		4		5		6	
	検査		追検査(学力検査)										
[1日目] 令和8年 3月1日(日)	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語	
	時間	9:00 ~ 9:10	諰	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20	
	検査		追	検査(学校	交独自	検査)、追	負検査	: (一般型)	選抜0)実技検査)			
[2日目] 令和8年	内容	一般 注意										等	
3月2日(月)	時間	9:00 ~ 9:10	憩			時間	割等	は各高等学	校に	よる			

- (注)・1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。
 - ・学力検査以外の追検査は、2日目に実施する。
- ウ 追検査 (学力検査)、追検査 (学校独自検査)、追検査 (一般型選抜の実技検査) の実施・採点等については、本 検査に準じて行うものとする。
- (6) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、追検査(学力検査)結果、追検査(学校独自検査)結果、追検査(一般型選抜の実技検査) 結果、個人調査報告書等を資料として、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入 学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の発表

3(6)に同じ。

5 入学者選抜結果の本人への提供

入学者選抜結果の本人への提供(検査結果提供)については、次のとおりである。

(1) 請求方法

受検者本人による口頭での請求とする。

- (2) 対象となる個人情報の内容
 - 一般型選抜における学力検査各教科の得点および総合順位
- (3) 請求を行うことができる期間

令和8年3月10日(火)から令和8年5月29日(金)(土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。)とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 請求を行うことができる場所

県立高等学校入学者選抜の受検校

(5) 本人確認のための必要書類

受検票(印刷したもの)とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類(パスポート、健康保険の被保 険者証、マイナンバーカード、生徒証明書のいずれか)により確認する。

6 その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (3) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。
- イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (4) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 二次募集

一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、次のとおり二次募集を行うものとする。

1 募集

- (1) 二次募集人数
 - 二次募集人数は、学科(科)の募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。
- (2) 出願資格

次のいずれかに該当する者で、一次募集を受検し、不合格となった者とする。

- ア 第1の1(3)アに同じ。
- イ 第1の1(3)イに同じ。
- ウ 第1の1(3)ウに同じ。

2 出願

- (1) 出願
 - ア 第1の2(1)アに同じ。
 - イ 第1の2(1)イに同じ。
 - ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、二次募集にあっては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれる場合は、これを第2志望または第3志望とすることができる。
 - エ 次に掲げる県立高等学校の二次募集にあっては、ウの規定によらず、当該県立高等学校に設置する二つの学科(科) を区別せずに出願(学校出願)できるものとし、二つの学科(科)の両方またはいずれかを志望することができる。

膳所高等学校、米原高等学校、草津東高等学校、高島高等学校および守山北高等学校

(2) 期間

期間は、表1-4のとおりとする。

表1-4 出願手続の内容および期間

出願手続	期間
アニ次募集出願(出願情報登録)	令和8年3月9日(月) 9:00~令和8年3月11日(水)12:00
イ 手数料の納付	令和8年3月11日(水)13:00~令和8年3月12日(木)12:00
ウ 受検票の印刷	令和8年3月13日(金) 9:00~令和8年3月15日(日)

(3) 出願手続

出願手続は、Web 出願システムにより行う。詳細な出願手続については、別に定める「出願マニュアル」を参考にすること。

県外からの志願者および1(2)ウに該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 二次募集出願(出願情報登録)

Web 出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

- (ア) 志願者が行う手続
 - ① 出願情報の入力

志願者は、表1-4アの期間内に、Web 出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)等)を入力する。

② 出願必要書類の提出

志願者は、①の手続に際して、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
 - ① 出願情報の確認および承認

中学校等は、表1-4アの期間内に、Web 出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。 確認後、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。

② 出願必要書類の提出

中学校等は、表1-4アの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備を確認の上、適正であると認めたときは、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

イ 手数料の納付

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表1-4イの期間内(3月12日(木)正午まで)に、手数料2,200円を納付する。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web 出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行われない。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、3月12日(木)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

ウ 受検票の印刷

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表1-4ウの期間内に、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、表1-4ウの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から提出された書類、ならびに手数料の納付状況を確認のうえ、3月12日(木)午後に、Web 出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

(1) 検査

二次募集においては、面接および作文を出願者全員に対して実施する。なお、一次募集において実技検査を実施する 学校、学科(科)で、県教育委員会が実施を認める場合は、二次募集においても実技検査を実施することができる。

(2) 受検会場

出願先高等学校とする。

(3) 検査の内容、期日および時間

検査の内容、期日および時間は、表1-5のとおりとする。

表1-5 検査の内容、期日および時間

XI 0 KENTIL MIDSONIA											
期日	時限	1		2~							
	検査		二次募集検査								
令和8年	内容	一般 注意	休	面接、作文、(実技検査)							
3月16日(月)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	時間割等は各高等学校による							

(注) ・第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(4) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、面接および作文、(実技検査)の結果、個人調査報告書等を資料とし、また一次募集の学力検査の結果(追検査含む)を参考資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(5) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月18日(水)に、Web 出願システムにより行うものとする。

4 その他

第1の6に同じ。

[・]実技検査の実施の有無は、別添「高等学校別入学者選抜概要」による。

Ⅱ 定時制の課程における入学者選抜

選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

第1 一次募集

一次募集においては、全ての学校、学科(科)が「一般型選抜」を実施するものとし、「学校独自型選抜」については、県教育委員会(高校教育課)と協議のうえで、実施することができるものとする。原則として全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

一般型選抜は、主として志願者の学力を評価するものとする。学校独自型選抜は、学力をみる検査だけでは測れない資質・ 能力を多面的に評価するものとし、学校、学科(科)の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

学校独自型選抜は、自己推薦と中学校長推薦の2種類から各高等学校が自校の特色に応じ、選択して実施することができる。

滋賀県立瀬田工業高等学校、滋賀県立彦根工業高等学校および滋賀県立長浜北星高等学校の定時制の課程において、満19歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。

1 募集

(1) 募集定員

募集定員は、別に定める。

(2) 募集枠および募集人数

一般型選抜および学校独自型選抜における募集枠および募集人数は、各高等学校が作成する別添「高等学校別入学者選抜概要」に基づき、県教育委員会が定めるものとする。

(3) 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者、または修了した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件
 - ア 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件は、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
 - イ 中学校長推薦において出願できる者は、(3)アに該当し、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の推薦要件に 適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。
 - ウ 自己推薦において出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の出願要件を満たす者とする。

2 出願

- (1) 出願
 - ア 志願者は、管理運営等規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、その保護者等(親権者または未成年後見人をいう。) が県内に居住するときは、その志願する県立高等学校へ出願することができる。
 - イ 志願者の保護者等が県外に居住するときは、管理運営等規則第 11 条の3の規定に基づく許可を受けた者に限り、 その志願する県立高等学校へ出願することができる。
 - ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、一般型選抜にあっては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれ、一般型選抜の募集枠がある場合、これを第2志望または第3志望とすることができる。
 - エ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願することができる。このことを「併願」という。また、一般型選抜にのみ出願することを「専願」という。併願する場合は、学校独自型選抜で志願する学校、学科(科)と、一般型選抜の第一希望の学校、学科(科)は同一のものとする。ただし、学校独自型選抜でその定員の全てを募集する学科(科)には、学校独自型選抜でのみ出願することができる。
 - オ 自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する学校、学科(科)に出願する場合、志願者は、自己推薦と中学校長推薦のどちらか一方にのみ出願することができる。

(2) 期間

期間は、表2-1のとおりとする。

表2-1 出願手続の内容および期間

	出願手続	期間						
マ 山岡維歴	(a)志願者基本情報一括登録	令和7年11月14日(金)~令和7年12月12日(金)						
ア出願準備	(b)志願者基本情報確認・入力	令和7年12月13日(土)~令和8年1月23日(金)						
イ 一次募集出願(出	出願情報登録)	令和8年1月27日(火) 9:00~令和8年2月5日(木)12:00						
ウ 出願変更		令和8年2月6日(金) 9:00~令和8年2月13日(金)12:00						
エ 手数料の納付		令和8年2月13日(金)13:00~令和8年2月17日(火)12:00						
オ 受検票の印刷		令和8年2月19日(木) 9:00~令和8年2月24日(火)						

(3) 出願手続

出願手続は、Web 出願システムにより行う。詳細な出願手続については、別に定める「出願マニュアル」を参考にすること。

県外からの志願者および 1 (3) ウに該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 出願準備

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 志願者基本情報確認・入力

志願者は、表2-1 ア(b)の期間内に、Web 出願システムにより、中学校等が一括登録した志願者基本情報が正しく登録されているか確認し、必要に応じて修正および追加、入力を行う。

② 各種資料の準備

志願者は、出願準備期間が終了するまでに、出願に必要な各種資料を準備する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 志願者基本情報一括登録

中学校等は、表2-1ア(a)の期間内に、Web 出願システムにより、志願者基本情報の一括登録を行う。

② 志願者基本情報の確認

中学校等は、表2-1ア(b)の期間内に、Web 出願システムにより、志願者が確認および入力した志願者基本情報の最終確認を行う。なお、確認に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを必ず確認する。

③ 各種資料の準備

中学校等は、個人調査報告書に係るデータや別紙に示す「出願必要書類」の準備や確認を行う。

イ 一次募集出願(出願情報登録)

Web 出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

- (7) 志願者が行う手続
- ① 出願情報の入力

志願者は、表2-1イの期間内に、Web 出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)、受検する選抜の種類等)を入力する。

② 出願必要書類の提出

志願者は、①の手続に際して、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 出願情報の確認および承認

中学校等は、表2-1イの期間内に、Web 出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。なお、この要項に定める要件を満たしていることを必ず確認し、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。

② 個人調査報告書に係るデータの提出

中学校等は、表2-1イの期間内に、Web 出願システムにより、個人調査報告書に係るデータをアップロードして提出する。その際、個人調査報告書に係るデータに示される評定は、生徒指導要録に基づく評価を用いるものとする。

③ 出願必要書類の提出

中学校等は、表2-1イの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備およびこの要項に定める要件を満たしていることを確認の上、適正であると認めたときは、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

ウ 出願変更

志願者は、イに基づく出願後、1人1回に限り、出願変更を行うことができる。出願変更を行う場合は、表2-1ウの期間内に、出願変更申請を行う。

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 出願変更申請

出願変更希望者は、中学校等へ出願変更を依頼し、出願変更の許可を受けた後、Web 出願システムにより、イ(ア)の手続に準じて、新たに出願する県立高等学校の出願情報を入力する。

② 書類の変更・提出

出願変更希望者は、出願変更により出願必要書類の追加や変更の必要がある場合は、表2-1ウの期間内に、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 出願変更の許可

中学校等は、必要に応じて、Web 出願システムにより出願変更の許可を行う。

② 書類の変更・提出

中学校等は、表2-1ウの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、当該生徒の出願に必要な書類を再度アップロードして提出することができる。(個人調査報告書に係るデータの再アップロードは不要。)

③ 出願変更申請の承認

中学校等は、出願の変更が正当と認めた場合、Web 出願システムにより、イ(イ)の手続に準じて、承認を行う。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、イ(ウ)の手続に準じて、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、 差戻しを行う。

エ 手数料の納付

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表2-1 エの期間内(2月17日(火)正午まで)に、手数料を納付する。手数料は、出願する選抜が一つの場合は、950円、二つの場合は、1,900円が必要となる。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web 出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行われない。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、2月17日(火)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

オ 受検票の印刷

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表2-1オの期間内に、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、表2-1オの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から提出された書類、ならびに手数料の納付状況を確認のうえ、2月 18 日(水)に、Web 出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

- (1) 学力検査
 - ア 学力検査は、出願者全員に対して実施する。
 - イ 学力検査実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語(英語)の5教科とする。
 - ウ 学力検査実施教科の配点は、各教科 100 点を標準とする。
 - エ 高等学校は、自校の特色に応じて、学力検査実施教科の配点に比重をかけることができる。
 - オ 各教科等の配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(2) 学校独自検査

- ア 学校独自検査は、学校独自型選抜出願者に対して実施する。
- イ 学校独自検査は、作文、小論文、面接、プレゼンテーション、実技検査等のうちから1つ以上を課すものとし、 実施内容等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。
- ウ 各検査等の配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(3) 受検会場

出願先高等学校とする。

(4) 各検査の内容、期日および時間

各検査の内容、期日および時間は、表2-2のとおりとする。

表2-2 各検査の内容、期日および時間

	F () () () ()				1		1		1		_			
期日	時限	1		2		3		4		5		6		
	検査		学力検査											
[1日目] 令和8年	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語		
2月25日(水)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20		
	検査			学校	独自	検査、定	時制記	果程特例措	置の	検査				
[2日目] 令和8年	内容	一般 注意												
2月26日(木)	時間	9:00 ~ 9:10	憩			時間	割等	は各高等学	校に	よる				

- (注) ・1日目の学力検査の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。
 - ・学力検査以外の検査は2日目に実施する。

(5) 判定(入学許可予定者の決定)

ア 判定は、学校独自型選抜、一般型選抜の順に行う。学校独自型選抜で入学許可が得られなかった受検者は、一般 型選抜で専願受検者とともに判定する。ただし、定時制課程特例措置については、別途判定する。

イ 学校独自型選抜による判定

- (ア) 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、学校独自検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して入学許可予定者を決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
- (ウ) 学校独自型選抜において、自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する場合は、自己推薦から判定する。募集人数が充足しなかった場合は、その分を中学校長推薦の募集人数に加えて判定する。

ウ 一般型選抜による判定

- (ア) 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、個人調査報告書等の内容を 総合的に判断して決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示す とおりとする。
- (ウ) 一般型選抜は、募集定員から学校独自型選抜の入学許可予定者を除く人数を一般型選抜の募集人数とし、入学 許可予定者を決定する。

(6) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月9日(月)に、Web 出願システムにより行うものとする。

4 追検査

(1) 対象者

対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表2-2の日程における本検査の全てもしくは その一方を受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者とする。なお、追検査は、本検査で出願した高等 学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日

申請期日は、令和8年2月27日(金)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

- ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校等がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。
 - (7) 一次募集追検査受検願
 - (イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
- イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、 追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連 絡するものとする。
- ウ 申請手続は、Web 出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。なお、郵送による申請手続は認めない。

(4) 受検会場

ア 追検査(学力検査)の受検会場は、滋賀県庁(滋賀県大津市京町4丁目1-1)とする。

イ 追検査(学校独自検査)の受検会場は、出願先高等学校とする。

(5) 追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は、(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 追検査の内容、期日および時間は、表2-3のとおりとする。

表2-3 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6	
	検査		追検査(学力検査)										
[1日目] 令和8年 3月1日(日)	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語	
	時間	9:00 ~ 9:10	憩	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20	
	検査 追検査(学校独自検査)、追検査(定時制課程特例措置の検						(査)						
[2日目] 令和8年 3月2日(月)	内容	一般 注意	休	面接、作文 等									
	時間	9:00 ~ 9:10	憩			時間	割等	は各高等学	校に	よる			

- (注)・1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。
 - ・学力検査以外の追検査は、2日目に実施する。
- ウ 追検査(学力検査)、追検査(学校独自検査)、追検査(定時制課程特例措置の検査)の実施・採点等について は、本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、追検査(学力検査)結果、追検査(学校独自検査)結果、個人調査報告書等を資料として、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。なお、定時制課程特例措置については、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の発表

3(6)に同じ。

5 入学者選抜結果の本人への提供

入学者選抜結果の本人への提供(検査結果提供)については、次のとおりである。

(1) 請求方法

受検者本人による口頭での請求とする。

- (2) 対象となる個人情報の内容
 - 一般型選抜における学力検査各教科の得点および総合順位
- (3) 請求を行うことができる期間

令和8年3月10日(火)から令和8年5月29日(金)(土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。)とする。受付時間は、午後2時から午後8時までとする。

(4) 請求を行うことができる場所

県立高等学校入学者選抜の受検校

(5) 本人確認のための必要書類

受検票(印刷したもの)とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類(パスポート、健康保険の被保 険者証、マイナンバーカード、生徒証明書のいずれか)により確認する。

6 その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (3) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。 イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (4) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 二次募集

一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、次のとおり二次募集を行うものとする。

1 募集

(1) 二次募集人数

二次募集人数は、学科(科)の募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。

(2) 出願資格

次のいずれかに該当する者で、一次募集を受検し、不合格となった者とする。

ア 第1の1(3)アに同じ。

イ 第1の1(3)イに同じ。

ウ 第1の1(3)ウに同じ。

2 出願

(1) 出題

ア 第1の2(1)アに同じ。

イ 第1の2(1)イに同じ。

ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、二次募集にあっては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれる場合は、これを第2志望または第3志望とすることができる。

(2) 期間

期間は、表2-4のとおりとする。

表2-4 出願手続の内容および期間

出願手続	期間
アニ次募集出願(出願情報登録)	令和8年3月9日(月) 9:00~令和8年3月11日(水)12:00
イ 手数料の納付	令和8年3月11日(水)13:00~令和8年3月12日(木)12:00
ウ 受検票の印刷	令和8年3月13日(金) 9:00~令和8年3月15日(日)

(3) 出願手続

出願手続は、Web 出願システムにより行う。詳細な出願手続については、別に定める「出願マニュアル」を参考にすること。

県外からの志願者および1(2)ウに該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 二次募集出願(出願情報登録)

Web 出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

- (ア) 志願者が行う手続
- ① 出願情報の入力

志願者は、表2-4アの期間内に、Web 出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)等)を入力する。

② 出願必要書類の提出

志願者は、①の手続に際して、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

- (イ) 中学校等が行う手続
- ① 出願情報の確認および承認

中学校等は、表2-4アの期間内に、Web 出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。確認後、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。

② 出願必要書類の提出

中学校等は、表2-4アの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備を確認の上、適正であると認めたときは、Web 出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

イ 手数料の納付

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表2-4イの期間内 (3月12日(木)正午まで) に、手数料950円を納付する。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web 出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行われない。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、3月12日(木)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb 出願システムにより確認する。

ウ 受検票の印刷

(ア) 志願者が行う手続

志願者は、表2-4ウの期間内に、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。

(イ) 中学校等が行う手続

中学校等は、表2-4ウの期間内に、志願者の代わりに、Web 出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。

(ウ) 出願先高等学校が行う手続

出願先高等学校は、中学校等から提出された書類、ならびに手数料の納付状況を確認のうえ、3月12日(木)午後に、Web 出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

(1) 検査

二次募集においては、面接および作文を出願者全員に対して実施する。

(2) 受検会場

出願先高等学校とする。

(3) 検査の内容、期日および時間

検査の内容、期日および時間は、表2-5または表2-6のとおりとする。

表2-5 定時制の課程(昼間)における検査の内容、期日および時間

21 0 /0/3/										
期日	時限	1		2~						
	検査		二次募集検査							
令和8年	内容	一般 注意	休	面接、作文						
3月16日(月)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	時間割等は各高等学校による						

表2-6 定時制の課程(夜間)における検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2~
	検査			二次募集検査
令和8年	内容	一般 注意	休	面接、作文
3月16日(月)	時間	14:00 ~ 14:10	憩	時間割等は各高等学校による

⁽注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(4) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、面接および作文の結果、個人調査報告書等を資料とし、また一次募集の学力検査の結果(追検査含む)を参考資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(5) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月18日(水)に、Web 出願システムにより行うものとする。

4 その他

第1の6に同じ。

Ⅲ 通信制の課程(大津清陵高等学校)における入学者選抜

選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

通信制の課程においては、主として志願者の適性、興味・関心および学習意欲を評価するものとし、学力検査は実施しない。

第1 一次募集

1 募集定員

募集定員は、別に定める。

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者、または修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

3 期間および受付時間

(1) 期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月9日(月)まで(土曜日を除く、日曜日を含む。)とする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

4 出願

志願者は、管理運営等規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程 および他の公立高等学校との併願はできない。

5 出願手続

出願手続は、Web 出願システムは用いず、大津清陵高等学校に持参するものとする。

(1) 出願に必要な書類は次のとおりとする。

ア 入学願書

イ 面接票

志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼ること。

- ウ 住民票記載事項証明書の写し
- (ア) 2(2)に該当する者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。
- (4) 2(1)に該当する者のうち、保護者等が滋賀県内に居住し、かつ県外の中学校に在籍している者は、保護者等の 住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。
- エ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書(以下「特別出願許可書」という。)の写し 管理運営等規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、県教育長の許可を受け、特別出願許可書の 写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願につ いて」を参考にすること。
- 才 雇用(予定)証明書

県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を提出しなければならない。

(2) 志願者は、(1)の書類に、中学校長の作成する個人調査報告書を添えて、大津清陵高等学校長宛て志願者本人が直接 提出しなければならない。ただし、県外からの志願者および2(3)に該当する志願者は、大津清陵高等学校長に申し出 て、その指示に従わなければならない。

6 面接

面接は、出願者全員に対して出願書類の提出時に実施し、その方法等は、大津清陵高等学校において定める実施要項によるものとする。

7 入学の許可

大津清陵高等学校長は、提出された個人調査報告書および面接の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定するものとする。

8 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月12日(木)10:00に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。

9 その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残りかつ対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。
- (3) 県外からの志願者および2(3)に該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。
- (4) 大津清陵高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (5) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措 置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にす ること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。 イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (6) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、大津清陵高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 二次募集

入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次募集を行うものとする。

1 二次募集人数

二次募集人数は、募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。

2 出願資格

第1の2に同じ。

3 期間および受付時間

(1) 期間

令和8年3月15日(日)および令和8年3月18日(水)とする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

4 出願

第1の4に同じ。

5 出願手続

第1の5に同じ。

6 面接

第1の6に同じ。

7 入学の許可

第1の7に同じ。

8 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月19日(木)16:00 に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。

9 その他

第1の9に同じ。

IV 全国募集に係る入学者選抜

第1 全国募集

1 実施校、募集学科および募集人数

実施校	募集学科	募集人数
信楽高等学校	総合学科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠 50%のうち 5 名以内
伊香高等学校	森の探究科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠 50%のうち5名以内
虎姫高等学校	普通科	一次募集(学校独自型選抜中学校長推薦および一般型選抜)において、 国際バカロレア DP(ディプロマ・プログラム)で学ぶことを希望する者 5名以内

2 出願資格

令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者

- ア 全国募集の学校独自型選抜における推薦要件は、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
- イ 出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者 とする。
- ウ 管理運営等規則第 11 条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、出願日までに、滋賀県内に身元引受人がお り、「特別事情による出願許可」を受けている者とする。特別事情による出願許可については、別に定める「滋賀県立 高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

4 その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残 りかつ対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。
- (3) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示 を行うことができる。
- (4) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措 置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にす ること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。 イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (5) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出 るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 信楽高等学校・伊香高等学校の入学者選抜について

信楽高等学校および伊香高等学校の全国募集においては、学校独自型選抜において5名以内を選抜するものとし、志願者 は以下に記すとおり学校独自検査を受検するものとする。

1 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営等規則第 11 条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立 高等学校との併願はできない。

イ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。

(2) 期間および受付時間

ア期間

令和8年1月23日(金)および令和8年1月26日(月)(土曜日、日曜日を除く)とする。

イ 受付時間

午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和8年1月23日(金)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願先高等学校長宛て電話で報告するものとする。

(3) 出願手続

出願手続は、Web 出願システムは用いず、中学校長を経て出願先高等学校長に提出するものとする。

ア 提出書類

志願者は、次の書類を作成し、提出しなければならない。

- (7) 全国募集入学願書
- (1) 全国募集受検票
- (ウ) 特別出願許可書の写し

イ 手数料

- (ア) 志願者は、出願に当たって、2,200 円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙を全国募集入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。
- (イ) 既納の手数料は、原則として還付しない。
- ウ 中学校長は、志願者から提出された書類の内容を確認するとともに、推薦書および個人調査報告書等を作成し、 志願者から提出された書類とあわせて出願先高等学校長に提出するものとする。
- エ 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、全国募集受検票に受検番号を付して、中学校長に交付するものとする。
- オ 中学校長は、志願者に全国募集受検票を交付するものとする。

2 検査

出願者全員に対して、面接および作文を課すものとし、その方法等は各高等学校で定める実施要項によるものとする。

(1) 受検会場

出願先高等学校とする。

(2) 検査の内容、期日および時間

検査の内容、期日および時間は、表4-1のとおりとする。

表4-1 検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2~			
	検査	学校独自検査					
令和8年1月31日(土)	内容	一般注意	休	面接、作文			
	時間	13:00~13:10	憩	時間割等は各高等学校による			

⁽注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(3) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、面接および作文の結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に 判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(4) 入学許可予定者の通知および発表

- ア 出願先高等学校長は、令和8年2月5日(木)に当該中学校等を通じて本人に入学許可予定を通知する。
- イ アの通知は、全国募集入学許可予定者通知書の交付によって行う。
- ウ 全国募集入学許可予定者通知書の交付を受けた者は、当該高等学校に入学するものとする。
- エ 全国募集入学許可予定者通知書の交付をもって、入学許可予定者の発表に代える。

3 全国募集追検査

(1) 対象者

対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表4-1の日程における学校独自検査(以下、「全国募集本検査」という。)の全てを受検できなかった者の中で、全国募集追検査の受検を希望する者とする。なお、全国募集追検査は、全国募集本検査で出願した高等学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日

申請期日は、令和8年2月2日(月)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

ア 全国募集追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。

- (7) 全国募集追検查受検願
- (イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
- イ 中学校長から全国募集追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に 報告し、全国募集追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を 通じて志願者に連絡するものとする。
- ウ 申請手続は、Web 出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。

(4) 受検会場

出願先高等学校

(5) 全国募集追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は定められた検査場で、定められた時間割に従って、全国募集本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 全国募集追検査の教科、期日および時間は、表4-2のとおりとする。

表4-2 追検査の内容、期日および時間

KI I KIKE 11		,						
期日	時限	1		2~				
	検査 全国募集追検査(学校独自検査)							
令和8年2月4日(水)	内容	一般注意 休 面接、作文						
	時間	13:00~13:10	憩	時間割等は各高等学校による				

⁽注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

ウ 全国募集追検査(学校独自検査)の実施・採点等については、全国募集本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、全国募集追検査(学校独自検査)結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の通知および発表

2(4)に同じ。

第3 虎姫高等学校の入学者選抜について

虎姫高等学校の全国募集においては、一次募集(学校独自型選抜中学校長推薦および一般型選抜)において、国際バカロレア DP(ディプロマ・プログラム)で学ぶことを希望する者 5 名以内を選抜するものとし、志願者は以下に記すとおり学力検査および学校独自検査を受検するものとする。

1 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営等規則第 11 条の 3 の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立 高等学校との併願はできない。

- イ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。
- ウ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願しなければならない。

(2) 期間

期間は、表4-3のとおりとする。

表4-3 出願手続の内容および期間

次子 0 円隙1 M27/1合のより利用								
	出願手続	期間						
ア出願準備	(a)志願者基本情報一括登録	令和7年11月14日(金)~令和7年12月12日(金)						
/ 山原中/闸	(b)志願者基本情報確認・入力 令和7年	令和7年12月13日(土)~令和8年1月23日(金)						
イ 一次募集出願(と	出願情報登録)	令和8年1月27日(火) 9:00~令和8年2月5日(木)12:00						
ウ 手数料の納付		令和8年2月13日(金)13:00~令和8年2月17日(火)12:00						
エ 受検票の印刷	•	令和8年2月19日(木) 9:00~令和8年2月24日(火)						

(3) 出願手続

原則として、「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の2(3)に準ずる。ただし、出願変更はないものとする。

2 検査

(1) 学力検査

「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(1)に同じ。

(2) 学校独自検査

「「全日制の課程における入学者選抜」第1の3(2)に同じ。

(3) 受検会場

虎姫高等学校とする。

(4) 各検査の内容、期日および時間

各検査の内容、期日および時間は、表4-4のとおりとする。

表4-4 各検査の内容、期日および時間

衣生一生一台快直の内台、朔口のより时间													
期日	時限	1		2		3		4		5		6	
検査													
[1日目] 令和8年	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語	
2月25日(水)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20	
	検査	学校独自検査											
[2日目] 令和8年	内容	一般 注意	休	作文、実技検査									
2月26日(木)	時間	9:00 ~ 9:10	憩		時間	割等は虎	姫高	等学校が定	 こめる	ところに。	よる		

⁽注) 1日目の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

(5) 判定(入学許可予定者の決定)

ア 原則として、「! 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(5)に準ずる。

- イ 学校独自型選抜における国際バカロレア枠については、全国募集による受検者と県内の受検者の別なく選抜を実施する。
- ウ 学校独自型選抜で全国募集枠の5名分が充足しなかった場合は、一般型選抜においても選抜対象とする。

(6) 入学許可予定者の発表

「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(6)に同じ。

3 追検査

- (1) 対象者
 - 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(1)に同じ。
- (2) 申請期日
 - 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(2)に同じ。
- (3) 申請手続
 - ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。
 - (7) 一次募集追検杳受検願
 - (イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
 - イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、 追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連 絡するものとする。
 - ウ 申請手続は、Web 出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。
- (4) 受検会場
 - 「「 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(4)に同じ。
- (5) 追検査の内容、期日および時間
 - ア 志願者は、「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。
 - イ 追検査の教科、期日および時間は、表4-5のとおりとする。

表4-5 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6		
	検査		追検査(学力検査)											
[1日目] 令和8年	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	社会	昼	理科	休	英語		
3月1日(日)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	9:25 ~ 10:15	憩	10:35 ~ 11:25	憩	11:45 ~ 12:35	食	13:20 ~ 14:10	憩	14:30 ~ 15:20		
	検査		追検査(学校独自検査)											
[2日目] 令和8年	内容	一般 注意	休	作文、実技検査										
3月2日(月)	時間	9:00 ~ 9:10	憩	時間割等は虎姫高等学校が定めるところによる										

- (注) 1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。
- ウ 追検査(学力検査)、追検査(学校独自検査)の実施・採点等については、本検査に準じて行うものとする。
- (6) 判定(入学許可予定者の決定)
 - 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(6)に同じ。
- (7) 入学許可予定者の発表
 - 「「 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(7)に同じ。
- 4 入学者選抜結果の本人への提供
 - 「Ⅰ 全日制の課程における入学者選抜」第1の5に同じ。

V 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例

1 入学者選抜の特例

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)第2条の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)に在籍し、令和8年3月に卒業する見込みの者が、同表のそれぞれ当該右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)に、入学を志願する場合は、次により選抜を行わず入学許可予定者とするものとする。

2 併設型高等学校

併設型高等学校および学科は、次のとおりとする。

- "	TRACE IN THE STATE OF									
	併設型中学校	併設型高等学校(学科)								
	滋賀県立河瀬中学校	滋賀県立河瀬高等学校 (普通科)								
	滋賀県立守山中学校	滋賀県立守山高等学校 (普通科)								
	滋賀県立水口東中学校	滋賀県立水口東高等学校(普通科)								

3 出願手続

併設型高等学校への志願者は、併設型高等学校入学願書(様式は、各併設型高等学校長が定める。)を令和8年2月 18日(水)または令和8年2月19日(木)に、併設型高等学校長に提出しなければならない。

なお、当該併設型高等学校以外の高等学校等へ出願する者は、1 による入学者選抜の特例の適用を受けることができないものとする。

VI 転入学・編入学(大津清陵高等学校 昼間部)

大津清陵高等学校昼間部に転入生・編入生の枠として定めた募集定員に対して実施する入学者選抜は、次に定めるところにより行うものとする。

1 募集定員

募集定員は、別に定める。

2 出願資格

次の(1)に該当し、かつ、(2)または(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 志願者が滋賀県内に住所もしくは勤務先を有する者または入学日までに県内に住所もしくは勤務先を有する見込みの者であること。
- (2) 転入学志願者

高等学校または中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)に在学し、教科・科目の修得単位を有する 者または有する見込みの者

(3) 編入学志願者

過去に高等学校等に在学して、教科・科目の修得単位を有する者

3 期間および受付時間

(1) 期間

令和8年3月10日(火)から令和8年3月12日(木)までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和8年3月11日(水)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において出願者の在籍する 高等学校等の校長は、郵送した時点で、大津清陵高等学校長宛て電話で報告するものとする。

4 出願手続

(1) 転入学志願者は、Web 出願システムは用いず、次の書類を作成し、在学している高等学校等の校長を経て、大津清 陵高等学校長に提出しなければならない。

ア 転入学・編入学願書

イ 受検票

志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼ること。

ウ 住民票記載事項証明書

編入学志願者ならびに出願先高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者等の住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

エ 特別出願許可書の写し

管理運営等規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、県教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

才 雇用(予定)証明書

県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を提出しなければならない。

(2) 手数料

志願者は、出願に当たって、950 円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙を転入学・編入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。既納の手数料は、原則として還付しない。

(3) 転入学志願者が在学している高等学校等の校長は、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに大津清陵高等学校長に提出するものとする。

ア 単位修得証明書(単位修得見込みの教科・科目も付記すること。)(大津清陵高等学校の様式による。) 出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

イ 成績証明書 (大津清陵高等学校の様式による。)

出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

- ウ 転学照会書
- (4) 編入学志願者は、Web 出願システムは用いず、(1)の書類を過去に在学した高等学校等の校長が発行した(3)アおよびイの書類とともに、大津清陵高等学校長宛て直接提出しなければならない。

5 学力検査および面接

- (1) 選抜のための学力検査および面接は、出願者全員に対して行う。
- (2) 検査の内容、期日および時間 検査の内容、期日および時間は、表6のとおりとする。

表6 各検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5			
	検査		学力検査										
令和8年	内容 (教科等)	一般 注意	休	国語	休	数学	休	英語	昼	面接			
3月17日(火)		9:00		9:25		10:35		11:45		13:20			
	時間	~	憩	~	憩	~	憩	~	食	~			
		9:10		10:15		11:25		12:35					

(3) 内容

学力検査の内容は、各教科とも高等学校第1学年修了程度の基本的な問題とする。なお、国語については「作文」を含め実施する。

(4) 受検会場 大津清陵高等学校とする。

6 選抜の方法

大津清陵高等学校長は、成績証明書、学力検査の成績および面接の結果等を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。

7 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和8年3月19日(木)10:00に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。

8 その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残りかつ対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。
- (3) 県外からの志願者および2(3)に該当する志願者にあっては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。
- (4) 大津清陵高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (5) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措 置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にす ること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。 イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (6) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、大津清陵高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「別紙」 出願必要書類

【出願必要書類】

い記せの延兆	学校独自	₩₩₩₩₩₩₩							
選抜の種類	自己推薦中学校長		一般型選抜						
選抜に特有のもの	ア 活動実績報告書	動実績報告書 イ 推薦書							
	ウ 活動の内容等を証明するものの2								
	エ 住民票記載事項証明書の写し								
その他、必要に応じ	オ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書(以下「特別出願許可書」という。)の写し								
て提出するもの	カ副申書								
	キ 定時制課程特例措置申請書(定時制の課程のみ)								
	ク 雇用 (予定) 証明書 (定時制の課程のみ)								

(出願必要書類の名称は、Web 出願システムで提出するデジタルデータを表すものである。)

Web 出願システムに、出願必要書類をアップロードする際には、PDF ファイルまたは画像ファイルを用いるものとする(画像ファイルの形式は、別に定める「滋賀県立高等学校入学者選抜Web 出願マニュアル」を参照のこと)。ただし、画像ファイルは内容が確認できるものであること。また、1ファイルあたりのファイルサイズは2MBを超えてはならない。

ア 活動実績報告書(PDF ファイルまたは画像ファイル)

学校独自型選抜の自己推薦に出願する者は、出願先高等学校が求める要件を満たすこと等を示す活動実績報告書を作成する。

イ 推薦書(PDF ファイルまたは画像ファイル)

中学校等は、学校独自型選抜の中学校推薦に出願する者についての推薦書を作成する。

ウ 活動の内容等を証明するものの写し(PDF ファイルまたは画像ファイル)

自己推薦において、出願先高等学校が出願要件を満たすことを証明するもの(資格の認定書や大会等における賞 状等)の写しの提出を求める場合、活動実績報告書に添付して提出しなければならない。

また、中学校長推薦において、出願先高等学校が推薦要件を満たすことを証明するもの(資格の認定書や大会等における賞状等)の写しの提出を求める場合、推薦書に添付して提出しなければならない。

- エ 住民票記載事項証明書の写し(PDF ファイルまたは画像ファイル)
 - (a) 中学校等を卒業した者、または修了した者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。
 - (b) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者のうち、保護者等が滋賀県内に居住し、かつ県外の中学校等に在籍している者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。
- オ 特別出願許可書の写し(PDF ファイルまたは画像ファイル)

県立学校の管理運営等に関する規則第 11 条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

- カ 副申書(PDF ファイルまたは画像ファイル)
 - その他、出願に際して特に説明が必要な事項について、中学校等が作成した副申書を添付することができる。
- キ 定時制課程特例措置申請書(PDF ファイルまたは画像ファイル)

滋賀県立瀬田工業高等学校、滋賀県立彦根工業高等学校および滋賀県立長浜北星高等学校の定時制の課程において、満19歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。

ク 雇用(予定)証明書(PDFファイルまたは画像ファイル)

県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を提出しなければならない。